

障発0121第3号
平成26年1月21日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「身体障害者障害程度の再認定の取扱いについて」の一部改正について

身体障害者の障害程度の再認定の取扱いに係る事務の詳細については、「身体障害者障害程度の再認定の取扱いについて」（平成12年3月31日障第276号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）により示しているが、本通知の一部について、別紙のとおり改正し、平成26年4月1日から適用することとしたので、留意の上、その取扱いにつき遺憾なきようお願いしたい。

なお、改正内容につき、平成26年3月31日までに申請のあったものについては、従前の取扱いのとおりとする。ただし、平成26年3月31日までに身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診断書及び同条第3項に規定する意見書が作成された場合であって、同年4月1日から同年6月30日までに申請のあったものについては、同年3月31日までに申請があったものとみなし、従前の取扱いのとおりとする。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものである。

改正後	現行
<p style="text-align: center;">身体障害者障害程度の再認定の取り扱いについて</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 診査を実施する年月については、<u>手帳に記載するとともに、手帳を交付する際に、様式第1により、手帳の交付を受ける者に対し通知すること。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 法別表に該当する障害の状態が更生医療の適用等により変化すると予想されると認められた場合は、当該身体障害の症状に応じ、障害認定日又は再認定実施日(時)から1年以上5年以内の期間内に再認定を実施すること。</p> <p>なお、再認定を実施する時期は、診断医師の意見を参考にするとともに身体障害者の更生援護に関する相談所の意見を聴取する等医学的判断に基づき決定して差し支えない。</p> <p><u>ただし、ペースメーカー及び体内植え込み(埋込み)型除細動器(ICD)を植え込みした者(先天性疾患により植え込みしたものを除く。)</u> <u>については、当該植え込みから3年以内の期間内に再認定を実施すること。</u></p>	<p style="text-align: center;">身体障害者障害程度の再認定の取り扱いについて</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 診査を実施する年月については、手帳を交付する際に、様式第1により、手帳の交付を受ける者に対し通知すること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 法別表に該当する障害の状態が更生医療の適用等により変化すると予想されると認められた場合は、当該身体障害の症状に応じ、障害認定日又は再認定実施日(時)から1年以上5年以内の期間内に再認定を実施すること。</p> <p>なお、再認定を実施する時期は、診断医師の意見を参考にするとともに身体障害者の更生援護に関する相談所の意見を聴取する等医学的判断に基づき決定して差し支えない。</p>

改正後	現行
<p>8 (略)</p> <p>様式1 (略)</p>	<p>8 (略)</p> <p>様式1 (略)</p>